

## 弘前市生活支援サービス事業に関する基準を定める要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年弘前市告示第495号）（以下「実施要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、生活支援サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

### (実施内容、目的)

第2条 事業により提供する生活支援サービス（以下「サービス」という。）は、生活支援が必要な在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、ホームヘルパーを派遣し、次に掲げる家事援助サービスを提供する。

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住宅等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関等との連絡

カ その他必要な家事

キ 生活、身上、介護に関する相談と助言

ク 利用申請書を受理することの他、必要な相談、助言

2 前項プログラムは、日常生活における家事支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指すことを目的とする。

### (利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、以下の号に掲げる者とする。

(1) 要介護認定の結果、要支援に認定された者

(2) 基本チェックリストを実施した結果、該当基準を満たした65歳以上の者（以下「事業対象者」という。）

### (事業者)

第4条 事業は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年弘前市告示第496号）第3条及び第4条の規定に基づき指定事業者の指定を受けた者（以下「事業者」という。）が実施する。

### (利用回数及び時間等)

第5条 この事業は、次の各号に掲げるサービスの類型により実施する。ただし、利用するサービス及び利用回数等は、地域包括支援センター等が適切な介護予防ケアマネジメントに基づき決定する。

- (1) 生活支援サービスⅠ型（1回あたりの利用時間が45分から60分まで）
  - (2) 生活支援サービスⅡ型（1回あたりの利用時間が20分以内）
- 2 利用時間数は、訪問から辞去までの実質サービス時間数をいう。
- 3 生活支援サービスⅡ型については、利用者の状態を生活支援サービスⅠ型に換算して利用回数等を決定する。

（費用の額）

- 第6条 サービスに要する費用の額は、別表第1のサービスの種類ごとに、別表第1に定める単位数に1単位あたりの単価を乗じて得た額とする。
- 2 前項の1単位あたりの単価は、10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める弘前市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
  - 3 特定地域加算については、各サービスの利用回数に応じて、別表第1に定める回数を算定する。

（提供拒否の禁止）

- 第7条 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

- 第8条 事業者は、当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域等を勘案し、利用者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者を担当する地域包括支援センターへの連絡や適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

- 第9条 事業者は、法定代理受領サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者該当（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。
- 2 事業者は前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めなければならない。

（利用料等の受領）

- 第10条 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該事業者に支払われる第1号事業の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービス等を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額とサービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

#### (利用定員等)

第11条 事業者が、指定訪問介護、訪問介護相当サービス及び事業を一体的に行うときの利用定員は、指定訪問介護及び訪問介護相当サービスの利用者との合算により定めるものとし、事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、サービスを一体的に行わない場合は、その限りではない。

#### (従業者の員数)

第12条 事業者が、サービスを行う事業所（以下「サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、サービスを提供している時間帯に専らサービスの提供に当たる者が、勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とし、サービスの内容により安全面を考慮した数を従事させるものとする。

- 2 事業者は、1人以上の訪問介護員等をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、事業者が指定訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、指定訪問介護又は訪問介護相当サービスの介護福祉士等を充てることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、サービス提供責任者は、利用者の処遇に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 市長は、事業者が指定訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（以下「基準」という。）第5条第1項から第4項を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### (管理者)

第13条 事業者は、サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならぬ。ただし、サービス事業所の管理上支障がないと市長が認めるときは、当該サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

#### (設備及び備品等)

第14条 事業者は、サービス事業所にサービスを提供するために必要な広さを有する区画を設けるほか、当該サービスの提供に必要な設備又は備品等を備えなければならない。

- 2 市長は、事業者が指定訪問介護事業者又は訪問介護相当サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、基準第7条第1項の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条 事業者は、サービスの提供に当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行い、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報を提供するとともに、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による指定に係る準備行為については、この要綱の施行前においても、行うことができる。

別表第1 (第6条関係)

サービス名	単位数等		対象者
生活支援サービス	イ 生活支援サービス I型	週1回程度	215単位/回 (月4回まで) 935単位/月 (月5回以上)
		週2回程度	215単位/回 (月8回まで) 1,868単位/月 (月9回以上)
		I型に換算して週1回程度	120単位/回 (月7回まで) 935単位/月 (月8回以上)
		I型に換算して週2回程度	120単位/回 (月15回まで) 1,868単位/月 (月16回以上)
	ハ 初回加算	200単位/月	
	ニ 特定地域加算	10単位/回	
	ホ 介護職員処遇改善 加算	(1) 処遇改善加 算 (I)	所定単位に 137/1000 を 乗じた単位
		(2) 処遇改善加 算 (II)	所定単位に 100/1000 を 乗じた単位
		(3) 処遇改善加 算 (III)	所定単位に 55/1000 を乗 じた単位
		(4) 処遇改善加 算 (IV)	(3)により算定した単位 数に 90/100 を乗じた単

		位	
	(5) 处遇改善加算 (V)	(3) により算定した単位数に 80/100 を乗じた単位	

(備考)

(1) ニの対象地域は、【西部圏域】愛宕、常盤野、百沢、兼平、葛原、国吉、熊嶋、黒土、高野、五代、桜庭、新法師、高岡、高屋、龍ノ口、館後、鳥井野、中野（丁目以外）、中畑、新岡、如来瀬、鼻和、番館、平山、真土、宮地、八幡、横町、吉川、米ヶ袋、【南部圏域】藍内、一野渡、狼森、大助、紙漉沢、黒滝、小金崎、小栗山、小沢、五所、坂市、坂元、沢田、清水森、下湯口、昂、相馬、乳井、八幡館、藤沢、松木平、水木在家、薬師堂、湯口、【北部圏域】青女子、大森、小友、鬼沢、折笠、貝沢、笹館、種市、十腰内、十面沢、富栄、中別所、檜木、糠坪、百沢、細越、蒔苗、宮館、三和、弥生とする。

(2) ニの算定回数の上限は次のとおりとする。

○ I型に換算して週1回程度の支援が必要な場合

○ I型に換算して週2回程度の支援が必要な場合

	II型					備考	
I型		13	14	15	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>表にある回数のみ算定が可能（1～16回）</li> <li>■は算定不可</li> </ul>	
	0	13回	14回	15回	16回		
	1	14回	15回	16回			
	2	15回					
	3						

(※) 利用者の状態については、生活支援サービスI型に換算した際の状態とする。

(3) ニについては、事業所と同一敷地内にある高齢者住宅に居住する利用者について加算算定はできないこととする。

(4) ホについては、所定単位は、イ～ニにより算定した単位数の合計とする。

(5) ホについては、支給限度額の対象外の算定項目とする。なお、(IV)、(V)については、介護給付において廃止される同時期において廃止する。

(6) 訪問介護相当サービスと共通の加算に関する基準要件については、訪問介護相当サービスにおける基準要件に準ずることとする。